ハ	高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）			卒業後８年以上の実務経験（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
ニ	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者			６年以上	
ホ	電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者			実務経験年数は問いません	
ヘ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格者	合格後３年以上の者	合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上	
			合格後３年未満の者	短期大学・５年制高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	イの区分	卒業後７年以上
				高等学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後７年以上	卒業後８年６月以上
				その他の者	12年以上	
		高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）			卒業後８年以上	卒業後９年６月以上
		その他の者			13年以上	

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。（以下同じ。）

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ。）

注３）大臣認定者　建設業法施行令第27条の５第２項第３号の規定により、同項第１号及び第２号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者と認められた者は、試験実施機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。（以下同じ。）

注４）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニ、への実務経験年数は、それぞれ学科試験日の前日までで計算するものとする。

上記区分ロ、への実務経験起算日は、２級合格者は当該試験の合格発表日とする。

注５）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハ、ニの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注６）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。

注７）専任の主任技術者の実務経験　上記区分へで２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

注８）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。（以下同じ。）

⑵　２級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

学歴又は資格	電気工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後１年以上	卒業後１年６月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
その他の者	８年以上	
電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	
電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者	１年以上	
電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	１年以上	

注）実務経験年数の算定基準日　上記イの実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。

ロ．学科試験のみ　下記に該当する者

１）平成28年度中に満17歳以上になる者

⑶　１級電気工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成27年度１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験の技術部門のうち電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者で、１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の受検資格を有する者

注）実務経験年数の算定基準日　上記２）の実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。